

香芝市公告

令和3年2月16日付け0216第1号にて厚生労働大臣から指示された、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について、予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づく新型コロナウイルスワクチン感染症に係る臨時の予防接種を下記のとおり実施する。

令和3年12月1日

香芝市長 福岡 憲宏

1. 予防接種の種類：新型コロナウイルスワクチン接種 「初回接種」

2. 実施開始日：令和3年12月1日～令和4年9月30日

3. 対象者

- (1) 接種時に香芝市に住民票がある12歳以上の者
- (2) 市内の医療機関及び高齢者施設等で従事する職員
- (3) その他市長が接種を必要と認めた者

4. 使用するワクチン

- (1) 厚生労働省が、新型コロナウイルス感染症予防のためのワクチンとして承認したものに限る。（承認を受けたワクチンの接種対象に応じた接種を実施するものとする。）

5. 接種費用 無料

6. 接種場所

- (1) 香芝市保健センター及び香芝市総合体育館における集団接種会場
- (2) 市内高齢者施設等
- (3) 新型コロナウイルスワクチンの接種実施等に関する委託の集合契約に参加している医療機関

7. 接種を受けることが適当でない者（接種不相当者）

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行なう必要がないと認められるもの
- (2) 明らかに発熱している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種液の成分により、アナフィラキシーをおこしたことが明らかな者
- (5) 上記に該当するもののほか予防接種を行うことが不適当な状態の者

8. 接種の判断を行うに際し、注意を要する者（接種要注意者）

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状をお

こしたことがある者

- (3) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーをおこすおそれのある者
- (4) 過去にけいれんの既往のある者
- (5) 過去に免疫不全の診断がなされた者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際のラテックス過敏症のあるもの

9. 接種前後の注意事項

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種前及び接種後に、他の予防接種を行なう場合においては、原則として13日以上の間隔をおくこと。
また、2種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行なう同時接種は行なわないこと。
- (2) 接種後すぐに現れる、アナフィラキシー・迷走神経反射症状等に注意する
- (3) 接種後、数日以内に接種部位の痛み、疲労、頭痛等の症状を認めた場合は、医師に相談する。
- (4) 接種当日は激しい運動は控える
- (5) 接種部位は清潔に保ち、注射した部分は強くこすらないようにする

10. 周知方法

- ・新型コロナウイルスワクチン接種対象者に個人通知
- ・香芝市お知らせ版、広報かしば、市のホームページ、LINE、Facebook に掲載